

市民の皆様へのお知らせ

放射線量について

放射線量に関しては、連日、新聞等で公表されていますが、県内7か所(宇都宮市・那須町・日光市・真岡市・小山市・那珂川町・佐野市)で県により測定されています。隣接市の小山市の最大値(1時間当たり)は、3月23日に観測されました0.20 μ Sv/h(マイクロシーベルト)でありませんが、県内全ての地点において健康に影響を及ぼすことはないかと判断されています。

また、県では5月中旬に県内すべての幼稚園、保育園、小中学校、高校で安全確認のため校庭や園庭の放射線量を調査し各測定値を公表することになっていきます。なお、放射線量の直近の情報は栃木県のホームページ「東日本大震災に関する総合情報」及び下野市のホームページ「東日本大震災の対応等について」で詳しい内容は確認できます。

問 栃木県環境保全課

☎028・623・3188

水道水の放射性物質の測定結果について

下野市では、定期的に水道水の放射性物質の測定検査を実施しています。これまで5回の測定結果では、すべて暫定指標(規制)値を下回っており、飲料しても問題はありませんが、今後も毎週一回採水し、検査を継続します。

▼下野市の水道水は、全て地下水(地下60m \sim 200m)から取水しています。

問 水道課 ☎48・2121

震災により漏水した場合の水道料金一部減免

市の水道を利用している方で、今回の震災で漏水の修理を行った場合には、漏水箇所によつては水道料金の一部を減免することができます。

また、震災の影響で、宅内の水道管から漏水している可能性があります。漏水も水道料金に加算されますので、水道メーターの確認をお願いします。確認方法は、すべての蛇口を閉めた状態で「パイロット」とよばれるコマが回

転していると漏水しています。漏水が発見された場合は、お近くの下野市指定給水装置工事業者に連絡し、早急に修理(お客様負担)をお願いします。

問 水道課 ☎48・2121

固定資産税・都市計画税の減免について

▼対象家屋
半壊以上の家屋が対象となります。(屋根や外壁の一部が破損した場合は減免対象となりません。)

▼減免期間

減免期間は平成23年度のみです。

▼問い合わせ方法

減免の対象になるかの確認は、電話もしくは税務課窓口にてお問い合わせください。連絡後、市職員が現地調査を行います。

※すでに修復が済んでしまっている場合には、修復にかかった費用の領収書、被害状況の確認ができる写真等を参考に聞き取り調査をさせていただきます。

問 税務課

☎40・5554

被災住宅再建等利子補給制度の創設について

市では、東日本大震災で、お住まいの住宅に被害を受けた方が銀行などから融資を受けて住宅の補修などを行なう場合に、返済利子の一部を助成する制度を創設します。

▼利子補給対象者(次のすべての条件を満たす方)

- ・市内にお住まいの住宅に被害を受け、補修、新築等をする方
- ・住宅の被害が半壊または一部損壊で「り災証明」が付されている方
- ・(住宅には、賃貸している住宅・納屋・塀・カーポート等は含みません。)
- ・被災者生活再建支援金の交付対象になっていない方

▼利子補給対象融資額：100万円以上、500万円以下

▼利子補給率・補給期間：年2%以内で借入から5年間

▼制度実施期間：平成23年度から平成25年度まで

▼その他：東日本大震災で家屋が損壊し、すでに金融機関等から融資を受けている場合も対象になります。

問 都市計画課 ☎48・2114

り災証明の手続きについて

建物及び物品等に損害を受けた方に対して「り災証明書」を交付(無料)しています。り災証明は、各種保険金の請求や支援・救済措置及び所得税控除の申告の際等に提出を求められることがあります。

▼申請の方法について

「り災証明書交付申請書」(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入し、り災状況のわかる写真を添付して総務課まで申請してください。また、どうしても写真が撮れないという場合は、問い合わせ先までご相談ください。

問 総務課 ☎40・5551



損害を受けた家屋の屋根瓦